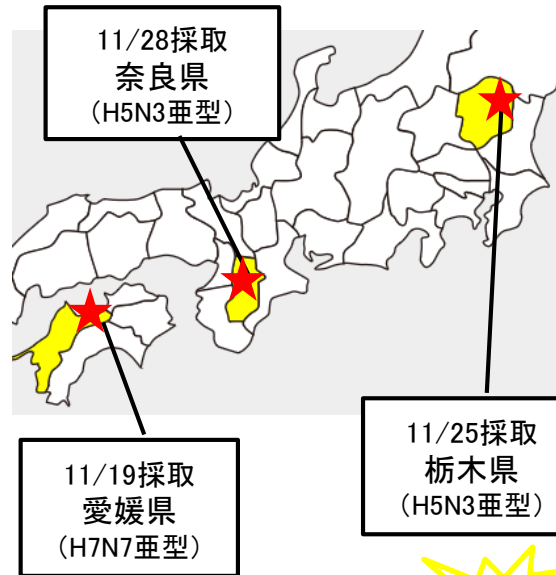


奈良県で野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N3亜型)が検出されました！

愛媛県、栃木県に続き、奈良県でも11月28日に採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました（今シーズン3例目の確認事例）。

韓国でも、令和元年11月13日以降、野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス分離事例が確認されています。



国内の農場へのウイルス侵入リスクが高まっています！！

☆下記のような対策の徹底をお願いします。

- ◇ 人・車両・物によるウイルス持込み防止対策
 - 消毒や靴の履き替えなどの基本的な衛生管理
- ◇ 野鳥を含む野生動物の侵入防止対策
 - 金網や防鳥ネットの破れ、鶏舎の開口部（集卵・除糞ベルト）等を塞ぐ
 - 家きん舎周辺の整理整頓、樹木の剪定や除草
- ◇ 農場周辺に野鳥が集まる水辺があるとウイルスと接触するリスクが高まります。該当する場合はより厳格な対策を！

☆まとまった数の死亡、鶏冠や脚の内出血など疑わしい症状があった場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)

近江八幡市西本郷町226-1

TEL: 0748-37-7511 FAX: 0748-37-4821

緊急携帯: 090-3613-7486

(北西部支所)

高島市今津町弘川249-1

TEL: 0740-22-2145 FAX: 0740-22-6681

緊急携帯: 080-6176-8052